

高めよう！地域の防災力 総合防災訓練にご参加ください



三鷹市
防災キャラクター
「じじよまる」

☎防災課☎内線4511

首都直下地震が起こる確率は30年以内に70%以上といわれています。被害を最小限にするためには、自らの命を守る「自助」と、隣近所・地域で助け合う「共助」の防災力を強化することが大切です。市内7住区で実施する訓練に参加して防災力を高めましょう。

◆総合防災訓練の日程と会場

地区	日時	会場
駅前	10月14日(日)	四小
連雀		六小
大沢		羽沢小
東部(メイン会場)	10月28日(日)	午前10時～正午 六中
新川中原	11月3日(祝)	五中
西部	11月4日(日)	井口小
井の頭	11月11日(日)	井の頭コミュニティセンター

◆町会や自治会などが主催する訓練・体験会にも奮ってご参加ください

訓練・体験会	日時	会場
避難所運営体験会	9月9日(日)	午前9時30分～11時30分 高山小
井之頭町会防災訓練		午前9時45分～正午 井の頭公園第二公園

9月9日(日)は「救急の日」、 9月9日～15日(土)は 「救急医療週間」です

救えるはずの命を救うため、救急車の適正利用を心掛け、応急手当を学ぶなど、地域での応急救護体制づくりにご協力ください。

☎三鷹消防署☎47-0119

救急車を呼ぶか迷ったら…

☎電話で相談 ☎東京消防庁救急相談センター☎#7119(24時間対応・年中無休)

救命講習受講(応急手当とAED(自動体外式除細動器)の利用法など)

受講のご相談など、詳しくは同署へお問い合わせください。

感謝の気持ちを込めて 敬老のつどいを開催します

☎市、三鷹市社会福祉協議会 ☎同協議会☎46-1108

77歳以上(9月16日現在)の方をご招待し、長年にわたり社会に貢献してこられたみなさんのご長寿をお祝いします。

開催日	開場時間	対象
9月15日(土)	午前9時30分	井の頭、井口、深大寺在住の方
	午後0時15分	牟礼、中原在住の方
	午後3時	下連雀1～8丁目在住の方
9月16日(日)	午前9時30分	新川、野崎、大沢在住の方
	午後0時15分	下連雀9丁目、北野、上連雀在住の方

☎所 三鷹市公会堂光のホール、市役所中庭 ☎招待状を持参して当日会場へ
※荒天などにより当日中止の場合は、防災無線のほか、市ホームページ、市公式ツイッター、J:COMチャンネル武蔵野・三鷹(地デジ11チャンネル)のデータ放送画面でお知らせします。

※招待状が9月6日(木)を過ぎても届かない場合や、車いすで来場予定の方は同協議会へご連絡ください。

◆プログラム 式典、コーラス「白ばらコーラス」、演芸「コント山口君と竹田君(漫才)」、模擬店(赤飯、焼きそばなど(有料))、お茶席、相談コーナー(地域包括支援センターほか)

※来場者には、記念品(紅白まんじゅう)を贈呈します。

芸術の秋を先取り「高齢者作品展」

敬老のつどいに参加される方も、ぜひお立ち寄りください。

☎9月15日(土)～20日(木)午前9時～午後5時(16日(日)は2時まで。17日(祝)を除く)

☎所 市役所1階市民ホール

◆展示作品を募集します 絵画、手工芸品、彫刻、写真、書道など、みなさんの力作をご出品ください。

☎人 65歳以上の市民

☎☎9月3日(月)～13日(木)に高齢者支援課☎内線2627へ

市民センター駐車場に 「ゆずりあいスペース」を設置しました

☎☎契約管理課☎内線2253



市では、妊娠中の方や障がいのある方を含め、移動の際に支援を必要とするすべての方が優先的に利用できる駐車スペースを、本庁舎東側駐車場(三鷹郵便局隣)に2台分設置しました。市役所へお越しの際はお気軽にご利用ください。

◇案内表示・路面プリントの設置

運転者からも確認できるように、本庁舎壁面に案内表示(写真)を設置するとともに、区画の路面上にも同じデザインをプリントしました。

長引く「せき」は要注意！ 市の結核検診を受診しましょう

☎健康推進課☎内線4203

◆検診方法：胸部レントゲン(間接撮影)

☎9月29日(土)午前9時30分～11時30分(受付は11時20分まで)

☎人 16歳以上の市民100人

※市の特定健診・後期高齢者健診の対象者、勤務先などで胸部レントゲン検診を受ける機会がある方、妊娠中または妊娠の可能性のある方は受診できません。

☎所 総合保健センター ☎物 健康保険証、着脱しやすい服装 ☎☎当日会場へ(先着制)

※検診結果は1カ月以内に郵送します。



地震対策は
早めが安心

あなたの「家・生命・財産」を守る助成制度をご利用ください

耐震診断・改修助成制度

☎☎事前に都市計画課
(市役所5階52番窓口)☎内線2813へ

◆木造住宅耐震診断助成制度

市指定の機関で診断を行った場合、費用の一部を助成します。

◇対象 市内の個人所有の木造住宅で、昭和56年5月31日以前の旧耐震設計基準により建築されたもの(集合住宅を除く)

◇助成額 診断費用の3分の2。ただし、簡易診断は4万円、一般・精密診断は10万円を上限とします

◆木造住宅耐震改修助成制度

診断結果から耐震補強などの改修工事が必要と判定された住宅に、工事費用の一部を助成します。

◇対象 木造住宅耐震診断助成制度(上記)の一般・精密診断を利用し、倒壊の可能性が「ある」または「高い」と判定された住宅

◇助成額 改修費用の3分の1(高齢者・障がい者世帯は2分の1)。ただし、簡易改修は30万円、耐震基準を満たす改修は50万円を上限とします

生け垣助成制度

☎☎事前に緑と公園課
(市役所5階56番窓口)☎内線2835へ

ブロック塀は倒壊すると危険なばかりか、避難経路をふさぎ、救助活動の妨げにもなります。ブロック塀を生け垣に造り替える、または新規に生け垣を造る場合などに費用の一部を助成します。

◇助成要件

- 生け垣を造る場所が道路に面している
- 生け垣延長が2m以上ある
- 生け垣を5年以上保存する
- 樹木である(プランター植えは不可)など

◇助成額(最大30mまで)

- ①生け垣造成 1m当たり14,000円まで
- ②ブロック塀の撤去など 1m当たり1万円まで

住宅の耐震化に伴う固定資産税などの減免・減額制度

☎☎事前に資産税課
(市役所2階28番窓口)☎内線2365へ

◆建て替えを行った住宅の減免制度(市)

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅を、平成32年3月31日までに建て替えた場合、その年の翌年度分から3年間、固定資産税・都市計画税を全額減免します。

◇対象要件 建て替え前後の住宅が市内にあり、所有者が同一で、取り壊しから新築までの期間が1年以上

◆耐震改修を行った住宅の①減額(国)・②減免(市)制度

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅を、平成32年3月31日までに耐震改修した場合、その年の翌年度分について、①固定資産税の2分の1を減額後、②残りの固定資産税・都市計画税を全額減免します。

※①減額制度と②減免制度は同時に申請できます。

◇対象要件 国が定める現行の耐震基準に適合させるための改修で、工事費用が50万円超(1戸当たり120㎡相当分まで)